熊本県公報

第１２５７０号
平成28年11月11日（金）
（毎週　火・金発行）

目　次

告　　示
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……（高齢者支援課）　1
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○土砂災害警戒区域の指定……（砂防課）　3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　3
○熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項……（団体支援課）　6
○種畜証明書の書換交付に伴う通報……（畜産課）　7
○臨時種畜検査の実施……（　〃　）　7
○鳥獣捕獲等事業の認定……（自然保護課）　7
公　　告
○土地改良事業計画の適否決定……（農村計画課）　7
○農用地利用配分計画の認可申請……（農地・担い手支援課）　8
○農用地利用配分計画の認可申請……（　〃　）　8
○県営土地改良事業計画の変更……（農村計画課）　9
○土地改良区役員の退任及び就任……（　〃　）　9
○土地改良区役員の退任及び就任……（　〃　）　9
○市房ダム堰堤改良（仮設事務所賃貸借）業務に係る一般競争入札の落札者等の決定……（河川課）　10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　10
○道路位置指定の変更……（　〃　）　10
○八代港港湾計画（土地利用計画）の軽易な変更の概要……（港湾課）　11
○水俣港港湾計画（小型船だまり計画）の軽易な変更の概要……（　〃　）　11
登　載　依　頼
○有明海自動車航送船組合職員採用試験の実施……（有明海自動車航送船組合）　11
○平成２８年度第１回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……（鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会）　12
○平成２８年度有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……（有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会）　13
○平成２８年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……（菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会）　13

告　　示

熊本県告示第９６２号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第２０条第１項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第２項において準用する同法第４８条の８の規定により次のとおり公示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人健成会 熊本市南区御幸笛田六丁目６番７０号	みゆき園訪問介護事業所 熊本市南区江越二丁目７－１	４３１１００２９９	平成２８年１１月１日	訪問介護

熊本県告示第９６３号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字梶原４５３１番２７の１、４５３１番２７の２

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

（１）立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶原４５３１番２７の１（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第９６４号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字土会平６２９番、６３１番、６６４番、６６６番、６７３番から６７５番まで、６７７番１

２　指定の目的　水源の涵養

３　指定施業要件

（１）立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土会平６２９番・６７３番・６７５番・６７７番１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第９６５号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字土会平６５６番１

２　指定の目的　水源の涵養

３　指定施業要件

（１）立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土会平６５６番１（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第９６６号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中園－２	和水町津田	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊
一井木－３	和水町岩	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊
平葉山２	和水町板楠	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図１から別図３までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第９６７号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
蔵田	和水町上和仁	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
猿懸	和水町上十町	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
山下	和水町上十町	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
下平－１	和水町上十町	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
下平－２	和水町上十町	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
古園－１	和水町中十町	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
古園－２	和水町中十町	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
古園－３	和水町中十町	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
古園－４	和水町中十町	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
永浦－１	和水町東吉地	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
永浦－２	和水町東吉地	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
永浦－３	和水町東吉地	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
永浦－４	和水町東吉地	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり

横枕－１	和水町板楠	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
横枕－２	和水町板楠	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
横枕－３	和水町板楠	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
上東	和水町上板楠	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
岡－１	和水町上板楠	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
岡－２	和水町上板楠	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
岡－３	和水町上板楠	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
大迫	和水町上板楠	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
野田	和水町野田	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
芋生田（苧生田）－１	和水町津田	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
芋生田（苧生田）－２	和水町津田	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
芋生田（苧生田）－３	和水町津田	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
芋生田（苧生田）－４	和水町津田	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
中園－１	和水町津田	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
中園－３	和水町津田	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
中園－４	和水町津田	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
北園－１	和水町岩	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
北園－２	和水町岩	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
迫ノ前－１	和水町岩	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
迫ノ前－２	和水町岩	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
一井木－１	和水町岩	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
一井木－２	和水町岩	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
一井木－４	和水町岩	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
一井木－５	和水町岩	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり
六地蔵－１	和水町岩	別図３８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３８のとおり
六地蔵－２	和水町岩	別図３９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３９のとおり

宮ノ本１－１	和水町岩	別図４０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４０のとおり
宮ノ本１－２	和水町岩	別図４１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４１のとおり
宮ノ本１－３	和水町岩	別図４２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４２のとおり
宮ノ本２－１	和水町岩	別図４３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４３のとおり
宮ノ本２－２	和水町岩	別図４４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４４のとおり
玖須町（九須町）	和水町岩	別図４５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４５のとおり
出目－１	和水町平野	別図４６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４６のとおり
出目－２	和水町平野	別図４７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４７のとおり
西蓮寺	和水町上和仁	別図４８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４８のとおり
犬ケ蔵	和水町上和仁	別図４９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４９のとおり
猿懸２	和水町上十町	別図５０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５０のとおり
槲原１	和水町上十町	別図５１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５１のとおり
槲原２	和水町中十町	別図５２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５２のとおり
高倉	和水町東吉地	別図５３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５３のとおり
柿原１	和水町東吉地	別図５４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５４のとおり
柿原２－１	和水町東吉地	別図５５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５５のとおり
柿原２－２	和水町東吉地	別図５６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５６のとおり
切畑原－１	和水町東吉地	別図５７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５７のとおり
切畑原－２	和水町東吉地	別図５８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５８のとおり
豆塚	和水町中林	別図５９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５９のとおり
西口	和水町上板楠	別図６０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６０のとおり
平葉山－１	和水町板楠	別図６１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６１のとおり
平葉山－２	和水町板楠	別図６２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６２のとおり
小原前－１	和水町板楠	別図６３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６３のとおり
小原前－２	和水町板楠	別図６４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６４のとおり
尾畑－１	和水町岩、津田	別図６５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６５のとおり

尾畑－２	和水町岩	別図６６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６６のとおり
二反田－１	和水町岩	別図６７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６７のとおり
二反田－２	和水町岩	別図６８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６８のとおり
二反田－３	和水町岩	別図６９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６９のとおり
永ノ原	和水町岩	別図７０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７０のとおり
岩上２	和水町岩	別図７１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７１のとおり
浦辺－１	和水町上板楠	別図７２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７２のとおり
浦辺－２	和水町上板楠	別図７３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７３のとおり
中林	和水町中林	別図７４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７４のとおり
永浦２	和水町東吉地	別図７５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７５のとおり
永浦３	和水町東吉地	別図７６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７６のとおり
北園２	和水町岩	別図７７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７７のとおり
北園３	和水町岩	別図７８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７８のとおり
岩上３	和水町岩	別図７９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７９のとおり

（別図１から別図７９までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第９６８号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成２４年熊本県告示６９４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び平成２８年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第２に規定する平成２８年熊本地震被害対策資金」を「、平成２８年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第２に規定する平成２８年熊本地震被害対策資金及び熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第２条に規定する畜産経営体質強化支援資金」に改める。

第３条第１項ただし書及び第４条第３項ただし書中「及び熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金」を「、熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金及び畜産経営体質強化支援資金」に改める。

第９条第２項中「及び平成２８年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項」を「、平成２８年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項及び熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領」に改める。

別表第１に次のように加える。

４　畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第５条第１項の算式Ａにより算定された割合

附　則

この要項は、平成２８年１１月１１日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成２９年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金か

ら適用する。

熊本県告示第９６９号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第８条第１項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第２項の規定により公示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11204037601	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野４３３２－１６ 一般社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	熊本県合志市栄３８０１ 熊本県農業研究センター
10857237888	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁１５１２－１ 株式会社ケイファーム熊本	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名２０７４番地 南さつま家畜人工授精所
21601180005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目１－５９－３０２ 堤　恭一	北海道河東郡音更町駒場並木８番地１ 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場

熊本県告示第９７０号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第４条第１項第２号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和２５年農林省令第９６号）第２条第２項の規定により公表する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　検査の目的

優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。

２　検査の対象家畜

豚　５頭

３　検査の期日及び場所

検　査　の　期　日	検　査　の　場　所
平成２８年１２月２日（金）	菊池市

熊本県告示第９７１号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第１８条の２の認定をしたので、同法第１８条の５第２項の規定により次のとおり公示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ＮＰＯ法人西山会

熊本市西区花園六丁目６番５１号

植村　伊佐男

公　　告

熊本県公告第６６８号

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽５７５９番地１増田信継ほか１２名から認可の申請があった沢津野地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成２８年１１月１日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９５条第３項において準用する同法第８条第６項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５

日以内に、知事に対して審査請求をすることができる。
　平成２８年１１月１１日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫
１　縦覧に供する書類の名称
（１）規約の写し
（２）沢津野地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
２　縦覧期間
　平成２８年１１月１４日から平成２８年１２月１２日まで
３　縦覧の場所
　南阿蘇村役場

熊本県公告第６６９号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２８年１１月１１日から同月２４日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

　平成２８年１１月１１日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　　所	
田代　啓一	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟３９９番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟９２２番ほか８筆
宮本　真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字中新開１１１４番ほか９筆
小田　寿幸	宇土市住吉町	宇土市笹原町字潟開９９４番
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町	八代市川田町西字大木江１６８６番１ほか２０筆
株式会社ＭＯＡファーム	水俣市袋	水俣市袋字浜ノ上１３５３番

２　申請年月日
　平成２８年１０月１８日

熊本県公告第６７０号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２８年１１月１１日から同月２４日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

　平成２８年１１月１１日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　　所	
山永　宏	阿蘇郡高森町津留	阿蘇郡高森町大字津留字上ノ津留７３５番ほか３筆
児玉　吉廣	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字草部字下川走９８３番
岡本　康雄	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字草部字下桑迫１８９０番１ほか２筆
合志　太喜	阿蘇郡南阿蘇村吉田	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ丸葉山３８０９番１ほか２筆
荒木　昌造	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ丸葉山３８２０番
宮崎　成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折１３０５番１ほか１０筆
有限会社西村牧場	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字高原１５０番１４ほか９筆

古山　茂	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折１３０５番２６ほか３筆

２　申請年月日
　　平成２８年１０月２０日

熊本県公告第６７１号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条の３第１項の規定に基づき、県営塚原地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第８７条第５項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
　　変更後の県営塚原地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
２　縦覧期間
　　平成２８年１１月１４日から平成２８年１２月１２日まで
３　縦覧場所
　　熊本市役所

熊本県公告第６７２号

熊本市に事務所を置く近津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　名	住　所
退任		
理事	牛島　昇	熊本市西区松尾町近津７４７番地
就任		
理事	牛嶋　和秀	熊本市西区松尾町近津１２４４番地１

熊本県公告第６７３号

熊本市に事務所を置く渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１７項の規定により公告する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　名	住　所
退任		
理事	北口　和皇	熊本市中央区国府本町５番７号
理事	島本　誠喜	熊本市東区画図町大字所島６番地
理事	古上　藤一	熊本市南区良町２丁目５番１３０号
理事	米村　邦男	熊本市南区御幸西１丁目１５番１９号
理事	米村　國廣	熊本市南区田迎３丁目１１番３０号
理事	中村　壽人	熊本市南区良町３丁目２番８０号
理事	馬場　律哉	熊本市中央区琴平１丁目８番２７号
理事	清田　好弘	熊本市南区十禅寺２丁目１０番２４号
理事	田中　誠一	熊本市南区近見３丁目７番１０号
理事	東　誠一	熊本市南区南高江１丁目１５番５２号
監事	古閑　隆二	熊本市東区画図町大字重富２６０番地
監事	林田　末廣	熊本市南区御幸木部２丁目９番１６号
監事	有田　末人	熊本市南区田井島２丁目８番５８号
監事	清田　義廣	熊本市南区近見２丁目１２番７号
就任		
理事	北口　和皇	熊本市中央区国府本町５番７号

理事	島本　誠喜	熊本市東区画図町大字所島６番地
理事	古上　藤一	熊本市南区良町２丁目５番１３０号
理事	米村　邦男	熊本市南区御幸西１丁目１５番１９号
理事	米村　國廣	熊本市南区田迎３丁目１１番３０号
理事	中村　壽人	熊本市南区良町３丁目２番８０号
理事	内田　敏治	熊本市中央区八王子町３８番１２号
理事	中村　光信	熊本市南区平田１丁目６番１９号
理事	田中　修	熊本市南区近見３丁目１番３号
理事	東　誠一	熊本市南区南高江１丁目１５番５２号
監事	倉澤　謙作	熊本市東区画図町大字重富５２６番地
監事	林　孝幸	熊本市南区御幸木部２丁目１０番１６号
監事	福島　祐二	熊本市南区田井島３丁目４番１号
監事	石原　泰	熊本市南区近見６丁目９番６０号

熊本県公告第６７４号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）第１２条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条の規定により、次のとおり公示する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
　市房ダム堰堤改良（仮設事務所賃貸借）業務
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室
　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
　電話番号　０９６－３３３－２５１０
　ファックス番号　０９６－３８２－３２７７
３　落札者を決定した日
　平成２８年１０月１１日
４　落札者の相手方の氏名及び住所
　大和リース株式会社熊本支店
　熊本県熊本市南区江越二丁目１４番２８号
５　落札金額（月額）
　８２０，８００円（うち消費税及び地方消費税の額６０，８００円）
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　特例政令第６条に規定する公告を行った日
　平成２８年８月３０日

熊本県公告第６７５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　上益城郡嘉島町大字上六嘉字藤田２６９番１、同２７０番１、同２７１番、同２７２番、同２７３番１、同３０１番３、同３０５番、同３０６番、同３０９番１、同３０９番２、同３１１番２、同３１２番１、同３１２番２、同３１３番、同３１４番、同３１５番１、同３１５番２、同３１６番、同３１７番、同３１８番１、同３１８番２、同３１８番３、同３１９番１、同３１９番２、同３１９番３、同３２０番、同３２１番、同３２２番、同３２３番、同３２４番、同３２５番１、同３２６番１、同３２６番２、同３２７番１、同３２８番、同３２９番１、同３３０番１、同３３１番、同３３２番、同３３２番２及び水路の一部
　１６，６２９．７８平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　熊本市東区江津一丁目１５番６号
　株式会社横田産業

熊本県公告第６７６号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による平成２７

年１１月１７日付け熊本県指令央土景建第５８号の道路位置指定を次のとおり変更したので、公告する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　熊本市東区健軍四丁目５番７号
２　築造者の氏名　株式会社マスダ不動産開発
３　道路の位置　上益城郡御船町大字滝川字金堀１８６４番１、同１８６５番１、同１８６５番５及び同１８７０番７
４　道路の幅員　６．００メートル
５　道路の延長　６３．８５メートル
６　指定年月日　平成２８年１０月２８日
７　指定番号　熊本県指令央土景建第６７号

熊本県公告第６７７号

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３条の３第９項の規定により、八代港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　八代港港湾計画（土地利用計画）の軽易な変更の概要

（単位：ヘクタール）

用途／地区名		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	危険物取扱施設用地	合計
変更後	大島地区			(0.7) 0.7		(0.3) 0.3		(14.6) 14.6	(15.6) 15.6
変更前	大島地区					(0.3) 0.3		(15.3) 15.3	(15.6) 15.6

注１）　（　）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
注２）　今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

２　港湾計画の縦覧の場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第６７８号

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３条の３第１０項の規定により、水俣港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。

平成２８年１１月１１日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　水俣港港湾計画（小型船だまり計画）の軽易な変更の概要
百間地区
変更後
小型桟橋　水深３メートル　３基［既定計画の変更計画］
変更前
既定計画　小型桟橋　水深３メートル　２基

２　港湾計画の縦覧の場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県土木部河川港湾局港湾課

登載依頼

有明海自動車航送船組合職員採用試験の実施（公告）

平成 28 年度有明海自動車航送船組合職員採用試験を次のとおり告知する。

平成 28 年 11 月 11 日

有明海自動車航送船組合
管理者　川﨑　邦宏

１　試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
機械	有明海自動車航送船組合事業部における船舶管理に関する業務及び一般事務

一般事務	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

2　給与
　給与は、有明海自動車航送船組合の職員の給与に関する条例に基づいて支給される。
3　受験資格
　試験職種ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	受　験　資　格
機　械	昭和55年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者
一般事務	平成元年４月２日から平成11年４月１日までに生まれた者

　ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は、この試験を受験できない。
4　第１次試験
⑴　試験種目
　試験職種ごとの試験種目は次表のとおりとする。

試験職種	試　験　種　目
機　械	教養試験及び専門試験（いずれも五枝択一式）
一般事務	教養試験及び事務適性検査（いずれも五枝択一式）

⑵　試験の実施日
　平成29年１月22日（日）
⑶　試験地
　長崎県雲仙市
⑷　第１次試験合格者発表
　平成29年２月上旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。
5　第２次試験
⑴　試験種目
　人物試験（個別面接）、作文又は論文試験、身体検査（当組合が指定した医療機関の健康診断書の提出）
⑵　試験の実施日及び試験場所
　第１次試験合格者に別途通知する。
6　最終合格者発表
　合格者は別途書面で通知する。
7　受験手続
⑴　試験案内及び受験申込書の入手方法
　郵便によって請求する。請求方法は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形２号)を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送する。
⑵　受験の申込み
　受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、封書（簡易書留扱い）にて有明海自動車航送船組合事業部総務課に郵送すること。
⑶　申込受付期間
　平成28年12月５日(月)から平成29年１月４日（水）まで郵便による申込受付とする。なお、平成29年１月４日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
8　その他
　受験手続その他受験に関する問い合わせは、有明海自動車航送船組合事業部総務課に行うこと。
　有明海自動車航送船組合事業部総務課
　　郵便番号　859-1311　長崎県雲仙市国見町土黒甲２-28
　　電話　　0957-78-3358

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第１号

　平成２８年度第１回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
　なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
　平成２８年１１月１１日
　　鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長
1　開催日時
　平成２８年１１月１６日（水）午後２時から午後３時３０分まで
2　開催場所
　山鹿市山鹿１０２６－３
　熊本県鹿本総合庁舎２階　中会議室
3　議題
（１）救急告示医療機関の更新審査について
（２）平成２８年度鹿本地域病院群輪番制の運営について
（３）熊本地震について

（４）その他
４　傍聴者の定員
　１０人
５　傍聴手続
　（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
　（２）傍聴受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問い合わせ先
　山鹿市山鹿４６５－２
　鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
　熊本県山鹿保健所総務福祉課内
　（電話０９６８-４８－１２０２）

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第１号

平成２８年度有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成２８年１１月１１日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

１　開催日時
　平成２８年１１月１６日（水）午後２時３０分から午後３時３０分まで
２　開催場所
　熊本県有明保健所　２階会議室（玉名市岩崎１００４－１）
３　議題
（１）救急告示病院の更新について
（２）有明地域の救急医療体制について
（３）その他
４　傍聴者の定員
　１０人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
６　問い合わせ先
　玉名市岩崎１００４－１
　玉名地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
　（熊本県有明保健所総務福祉課内）
　（電話０９６８－７２－２１８４）

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第１号

平成２８年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成２８年１１月１１日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

１　開催日時
　平成２８年１１月２５日（金）午後３時から午後５時まで
２　開催場所
　熊本県菊池総合庁舎別館２階　大会議室
３　議題
（１）審議事項
　平成２９年度病院群輪番制事業計画（案）について
（２）協議事項
　第６次菊池地域保健医療計画の評価について
（３）報告事項
　ア　管内市町の熊本地震における活動報告
　イ　保健所の熊本地震における避難所支援の活動報告　等
（４）その他
４　傍聴者の定員
　１０人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
６　問い合わせ先
　菊池市隈府１２７２－１０
　菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

（熊本県菊池保健所総務企画課内）
（電話０９６８－２５－４１５６）